

令和3年8月26日

大分労働局長
中山 晶彦 殿

大分地方最低賃金審議会
会 長 清 水 立 茂

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年8月2日付け大分労発基 0802 第1号をもって諮問のあった「大分県鉄鋼業」、「大分県非鉄金属製造業」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「大分県各種商品小売業」及び「大分県自動車（新車）小売業」に係る最低賃金法第15条第2項の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車（新車）小売業最低賃金」については、改正することを必要と認める。

なお、「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正することを必要と認めない。